

移動支援事業の見直しについて

1 事業の概要

障害のために外出することが困難な障害者（児）の自立と社会活動への参加を促進することを目的に、区の支給決定（上限時間を設定）に基づき、民間の事業所による移動サービス（付添いや介護等）を提供するもの。

＜時間の設定（現行）＞

- ・障害種別及び年齢で上限時間を設定

基本時間（余暇活動、公的手続き、冠婚葬祭等で利用）

障 害 種 別	年 齢	利用可能時間数
全身性障害	12歳以上	35時間
	12歳未満	10時間
全身性障害に準ずるもの	12歳以上	10時間
	12歳未満	5時間
知的障害	12歳以上	20時間
	12歳未満	10時間

- ・個別の事情を勘案し、1件ごとに通所通学等に要する時間を加算。
(適用範囲を細かく設定)

2 見直しの方向性

- ①基本時間の対象範囲と時間を拡大し、利用者の自由度を高め、必要な人が使いやすい事業にする。
- ②通学通所に係る移動支援については、原則基本時間に含め、その範囲の中で自由に使っていただく。
- ③親の就労等により、支援時間が不足する部分のみを加算の対象とする。

3 見直しの概要

(1) 利用時間の見直し

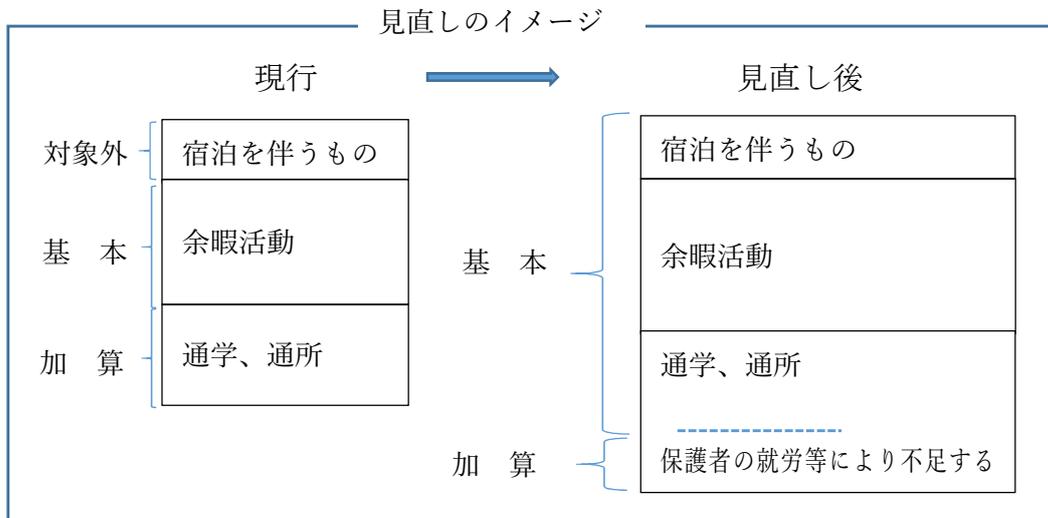
①基本時間の拡大

障 害 種 別	年 齢	利用可能時間数
全身性障害	12歳以上	35時間（現行通り）
	12歳未満	12時間（+2時間）
全身性障害に準ずるもの	12歳以上	12時間（+2時間）
	12歳未満	12時間（+7時間）
知的障害	12歳以上	23時間（+3時間）
	12歳未満	12時間（+2時間）

宿泊を伴う場合は全て事業の対象外としていたが、グループホーム利用者の自宅への帰省や短期入所時の利用は日常生活の延長線上であり、1日の上限利用時間を設けたうえで利用を認める。

②加算時間の見直し

保護者の就労、高齢、疾病を利用要件として通学または施設通所の際のバス停までの送迎を対象とする。



(2) 対象者要件の見直し

- ① 全身性障害の要件として障害者手帳だけでなく全身性シートの確認を行ってきたが、シート作成に主観的な判断による部分が多かった。身体障害者手帳の内容で要件を確認できるよう変更し、要件の判断の曖昧さや誤りをなくす。
- ② 愛の手帳を取得していない児童が利用する場合、現行では診断書または意見書の提出を申請時と更新時に求めていたが、特別支援学校、特別支援学級に所属しているなど支援が必要と判断できる場合には、提出を求めないこととし保護者の負担軽減を図る。

4 実施開始予定

令和4年4月～